

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和2年5月12日

会議の名称	庁議
開催日時	令和2年5月12日（火）9時30分～10時02分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎誠一 総務部長 川幡浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩 子ども・健康部長 芦野伸二 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 今野喜明 議会事務局長 大河内充 教育政策部長 北村竜一 (計14人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1、2 総務部長 川幡浩之 3、4 子ども・健康部長 芦野伸二 【報告】 1 総合行政部長 尾崎誠一 2～4 総務部長 川幡浩之 5、6 子ども・健康部長 芦野伸二 7 上下水道部長 渋谷 聡

<p style="text-align: center;">議 題</p>	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて（総務部） 2 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについて（総務部） 3 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについて（子ども・健康部） 4 志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の専決処分の承認を求めることについて（子ども・健康部） <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度公営企業会計決算審査について（総合行政部） 2 令和元年度志木市一般会計継続費繰越計算書及び、志木市 一般会計・国民健康保険特別会計、介護保険特別会計繰越明 許費繰越計算書並びに令和元年度志木市一般会計事故繰越 し繰越計算書について（総務部） 3 令和2年度志木市一般会計及び特別会計補正予算の専決 処分について（総務部） 4 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画 税条例の一部を改正する条例の専決処分について（総務部） 5 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処 分について（子ども・健康部） 6 志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す る条例の専決処分について（子ども・健康部） 7 令和2年度志木市水道事業会計補正予算（第1号）の 専決処分について（上下水道部）
<p style="text-align: center;">結 果</p>	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 了承 2 了承 3 了承 4 了承 <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 了解 2 了解

	3 了解 4 了解 5 了解 6 了解 7 了解
事務局職員職氏名	秘書政策課長 外立 健一
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (総務部)

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、志木市税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、令和2年4月30日に志木市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

【内容】

- (1) 中小事業者等が生産性向上特別措置法の規定により認定先端設備導入計画に従って取得した事業の用に供する家屋及び構築物の追加に係る固定資産税の課税標準の算定に当たり、その価格に割合を乗じる特例措置を講ずる。
- (2) 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を6月延長する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きについて、既定の手続きを準用する。

○質疑応答等

特になし

2 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (総務部)

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、令和2年4月30日に志木市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

【内容】

法律改正にあわせて、既定を整備する。

○質疑応答等

特になし

3 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）に速やかに傷病手当金を支給するため、緊急に志木市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、令和2年4月30日に志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

【内容】

（1）対象者

給与等の支払いを受けている志木市国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は感染が疑われる者

（2）支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

（3）支給額

1日につき、直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の2/3

（4）適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

○質疑応答等

- ・ 条例改正による影響額は？
- ・ 影響額は、新型コロナウイルス感染症の感染状況や給与等の収入状況により変わってくるので算定できない。予算は、概算で1人あたり30万円の10人分補正予算として計上した。

4 志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、緊急に志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じ、令和2年5月1日に志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

【内容】

市において行う事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加える。

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 令和元年度公営企業会計決算審査について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

6月5日（金）に公営企業会計（水道・下水道事業会計）の決算審査を予定している。

実施に際しては、新型コロナウイルス感染防止のため、会場や説明、質疑応答に関し、密閉、密集、密接対策を講じる。

また、実施の詳細及び決算審査資料等の作成については、後日部課へ通知する。

なお、一般会計及び特別会計については、7月3日（金）から7月21日（火）までの間を審査期間として現在調整中のため、別途報告する。

○質疑応答等

特になし

2 令和元年度志木市一般会計継続費繰越計算書及び、志木市一般会計・国民健康保険特別会計、介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書並びに令和元年度志木市一般会計事故繰越し繰越計算書について（総務部）

○概要説明：総務部長

（1）継続費通次繰越

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり6月定例会に報告するものある。

- ・令和元年度志木市一般会計継続費繰越計算書

1 事業 111,386,106 円

(2) 繰越明許費

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり6月定例会に報告するものである。

- ・令和元年度志木市一般会計繰越明許費繰越計算書

1 3 事業 1,155,266,400 円

- ・令和元年度志木市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

1 事業 1,320,000 円

- ・令和元年度志木市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

2 事業 16,403,000 円

(3) 事故繰越し

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり6月定例会に報告するものである。

- ・令和元年度志木市一般会計事故繰越し繰越計算書

1 事業 47,554,640 円

○質疑応答等

特になし

3 令和2年度志木市一般会計及び特別会計補正予算の専決処分について

(総務部)

○概要説明：総務部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る費用等を緊急に支出する必要があるため、令和2年度志木市一般会計補正予算（第1号）及び国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日付けで専決処分をしたので、報告をするものである。

【内容】

(単位：千円)

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第1号）	27,781,000	8,080,667	→ 35,861,667
国保特別会計（第1号）	6,512,697	3,000	→ 6,515,697

○質疑応答等

特になし

4 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について（総務部）

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、志木市税条例及び志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要が生じたため、専決処分をしたので、報告するものである。

【内容】

1 専決処分日 令和2年4月30日

2 改正条例 志木市税条例（昭和30年志木市条例第11号）

志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）

3 改正要旨

（1）志木市税条例

① 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例について

② 軽自動車税の環境性能割の税率の特例について

③ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きについて

（2）志木市都市計画税条例

都市計画税の課税標準の特例事項について

○質疑応答等

特になし

5 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）に速やかに傷病手当金を支給するため、緊急に志木市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、令和2年4月30日に志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、報告するものである。

【内容】

（1）対象者

給与等の支払いを受けている志木市国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日につき、直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の2/3

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

6 志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、緊急に志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じ、令和2年5月1日に志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、報告するものである。

【内容】

市において行う事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加える。

○質疑応答等

特になし

7 令和2年度志木市水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

新型コロナウイルス感染症に対する市の緊急経済対策として、水道料金の基本料金の減額を行うにあたり、令和2年度志木市水道事業会計補正予算（第1号）について、収入及び支出予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日付で専決処分したので、報告するものである。

【内容】

- ・収益的収入
 - 1 水道事業収益 1 営業収益
 - 当初予算額 1,288,876千円 補正額 1,280千円
 - 補正後の額 1,290,156千円
- ・収益的支出
 - 2 水道事業費用 1 営業費用
 - 当初予算額 1,278,564千円 補正額 1,280千円
 - 補正後の額 1,279,844千円
- ・影響額 収入 水道料金減額分 $\Delta 93,720$ 千円 (15,620 千円×6 月)
- 支出 システム改修費用 1,280 千円

- ・一般会計からの繰入れ 他会計補助金 95,000 千円
- 質疑応答等
- 特になし

【その他】

・市営墓地の募集について（市民生活部長）

コロナウイルス感染症蔓延防止のため、5月に予定していた市営墓地の募集を6月に延期する。なお、当初の募集は4月を予定しており、今回で2回目の延期措置となる。

周知については、6月号広報でお知らせする。

・サテライトオフィスの設置について（総合行政部長）

サテライトオフィスの設置を予定している。

第1庁舎8F食堂、第2庁舎3Fオープンスペース。詳細が決まり次第、通知する。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。